

白山市6次産業化チャレンジ支援事業（新商品開発） 実施要領

白山市6次産業化チャレンジ支援事業（以下「本事業」という。）の補助対象事業を公募しますので、この公募要領の定めに基づき応募してください。

1 目的

6次産業化または農商工連携による白山市産の農林水産物を活用した新商品の開発に取り組む事業者を支援することを目的に、開発に係る経費の一部を補助します。

2 応募要件

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、生産者、生産者団体・組織等のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 白山市内に住所又は本拠地を有すること
- (2) 事業を完遂する見込みがあること
- (3) 将来ともに継続的な活動が見込まれること
- (4) 団体にあつては会計経理が明確であること
- (5) 道の駅「めぐみ白山」で販売すること

3 補助額

補助額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を限度とします。

4 補助対象経費の範囲

補助金の交付対象となる経費は、本事業に要する商品開発に係る経費で、別表に掲げたものとします。

5 応募方法

- (1) 募集期間
令和8年4月10日（金）～6月1日（月）消印有効
- (2) 応募に必要な書類
白山市6次産業化チャレンジ支援事業提案書（様式第1号）
※提案書の様式は白山市ホームページからダウンロードできます（ダウンロードできない場合は地産地消課までお問い合わせください）。
- (3) 提出先
白山市産業部地産地消課

6 事業計画の採択

市において、提案書等の内容を審査し、予算額の範囲内で採択します。

7 補助金交付に係る必要な手続き

事業計画の採択後は、市の指示に従い、補助金の交付申請等、適切に手続を行ってください。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

8 事業実施期間

補助金の交付決定がなされた日から当該年度の3月31日までとします。

9 事業実施主体の責務

本事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、白山市補助金交付規則(以下「規則」という。)、及び白山市6次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱を遵守し、適正に事業を執行してください。

(1)事業実施主体は、事業に係る経費について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。

(2)事業により取得した機械器具等の財産(以下「取得財産」という。)については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的に運用を図らなければなりません。

(3)取得財産は、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付けまたは担保に供してはなりません。

(4)事業実施主体は、事業終了後速やかに規則第12条の実績報告に、事業実施状況報告書(様式第2号)を添えて、所管課まで提出してください。

10 その他

商品完成後に市長報告会を行うものとします。

11 受付先

事業の実施に関することについては、次に掲げる所管課までお問い合わせください。

住 所 白山市倉光二丁目1番地

担当部署 白山市役所 産業部 地産地消課

電話番号 076-274-9522 FAX 番号 076-274-4177

E-mail chisanchisyou@city.hakusan.lg.jp

(別 表)

業務区分	業務内容	補助対象経費
1 検討会議	新商品の製造開発に向けた検討会議等	アドバイザー等の謝金及び旅費、会場借上料、通信運搬費、消耗品費等
2 新商品開発	試作品又は新商品の製造、パッケージングデザインの開発等	原材料費、パッケージングデザイン委託料、成分分析等検査費、器具借上料、リース料、機械器具購入費(注)等
3 市場評価	試食会、アンケート調査等	調査員手当、調査員旅費、資料印刷費、アンケート調査費等
4 その他	市が事業をするために特に必要と認める経費	

注) 機械器具購入費の上限額は総事業費の1/2以内とすること。